

令和4年第1回島田市教育委員会定例会会議録

日時	令和4年1月28日(金)午後2時30分～午後4時49分
会場	プラザおおるり 第1多目的室
出席者	濱田和彦教育長、磯貝隆啓委員、柳川真佐明委員、高杉陽子委員
欠席者	原喜恵子委員
傍聴人	8人
説明のための出席者	中野教育部長、鈴木教育総務課長、神谷主席指導主事、天野学校給食課長、小林社会教育課長、又平博物館課長、天野スポーツ振興課長、岩本図書館課長、久保田行政総務課長
会期及び会議時間	令和4年1月28日(金) 午後2時30分～午後4時49分
会議録署名人	磯貝委員、柳川委員
教育部長報告	
事務事業報告	教育総務課長、主席指導主事、学校給食課長、社会教育課長、博物館課長、スポーツ振興課長、図書館課長
付議事項	(1)教育委員会に関する事務の点検・評価報告書について (2)島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見について (3)市長の権限に属する事務のうち島田市教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて (4)教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に委任している事務を解除することについて (5)令和4年度学校教育課の方針・施策について
協議事項	(1)島田市立初倉地区小中学校の再編方針について (2)令和4年度学校閉庁日に伴う学校施設の貸し出し業務について
協議事項の集約	(1)事務局から提案するもの (2)各委員が提案するもの
報告事項	(1)令和3年12月分の生徒指導について (2)令和4年島田市成人式出席状況について (3)島田市大津農村環境改善センターの静岡県教育長「優良公民館」表彰について

会議日程について

- ・次回 令和4年第2回島田市教育委員会定例会
令和4年2月24日(木)午後2時00分～
北部ふれあいセンター
- ・次々回 令和4年第3回島田市教育委員会定例会
令和4年3月24日(木)午前10時00分～
プラザおおるり 第1多目的室
開 会 午後2時30分

教育長

皆さん、こんにちは。

お忙しいときに御出席いただきましてありがとうございます。時間も来ましたから、最初に会議進行上のお願いをいたします。

発言は全員着席のまま行っていただきたいと思います。そして発言する場合は、指名された方以外は、委員名、職名を告げ、発言許可を取ってから発言するようにお願いをします。

なお、付議事項は1件ずつ採決とします。

それでは、ただいまから、令和4年第1回教育委員会定例会を開催します。

まず、最初に会期の決定ですが、本日令和4年1月28日の1日とします。

次に、会議録署名人の指名ですが、磯貝委員と柳川委員にお願いをします。

議 事

部長報告

教育長

教育部長報告をお願いします。

教育部長

特に、報告事項はございません。

教育長

分かりました。

部長報告は、特にないようですから、次に進みます。

事務事業報告

教育長

事務事業報告について、補足説明のある課は説明をお願いします。

教育総務課、お願いします。

教育総務課長

1ページを御覧ください。1件、訂正をお願いいたします。

予定の一番下、2月22日の島田市ICT支援員業務委託に係る企画提案説明会となっておりますが、企画提案審査会の誤りですので、説明を審査に訂正をお願いいたします。

それでは、まず実施について補足をいたします。

1月14日及び1月19日に第6回及び第7回の初倉地区小中学校再編方針検討委員会を実施しております。

第6回委員会では提言書のまとめを行い、第7回は委員の中から、選出された代表者により、提言書の最終確認を行っております。

また、同日委員会終了後ですが、大石副委員長から教育長に、提言書

が提出されております。この提言書につきましては、協議事項の中で説明させていただきますので、内容については、ここでは割愛させていただきます。

次に、予定についてでございます。

2月22日に、島田市ICT支援員業務委託に係る企画提案審査会を予定しております。

これについては、昨年12月24日に公告を行いまして、今年1月11日までに、参加申込みの提出を締め切っております。申込みについては、複数件ございましたが、審査の公平性確保のため、本日の段階で具体的な応募件数及び応募者名をお知らせすることは控えさせていただきます。

今後2月7日を期限としまして、応募者から企画提案書が提出され、ここに記載の2月22日の審査会を迎えることとなります。この選考により、最優秀提案者となったものと、契約交渉を進めることとなります。

主席指導主事

まず、1月6、7日に、各校新しいスタートをしました。こちらに書かれてない学校については、2学期制ということでありまして。それらの学校も無事スタートしております。

次に、1月27日土曜日と書かれておりますが、こちらは木曜日に訂正をお願いいたします。就学支援委員会を行いました。参加者は15人です。15人の記入をお願いいたします。

次に、予定に移ります。

2月2日、わかあゆの会を行います。

2月12日、19日に、サタデーオープンスクールを予定しておりましたが、県にまん延防止等重点措置が出されたため、残念ながら中止とさせていただきます。

学校給食課長

実施について、1点補足説明させていただきます。

1月24日から1月28日、本日まで学校給食週間ございました。この間、神座小の児童作成献立や、島田商工会議所とタイアップした島田さくらめしを提供いたしました。また、コロナ禍前は、この期間の給食時間に、生産者の訪問を集中的に行ってきましたけれども、昨年もそうでしたが、今年も実施できませんでした。

代わりに生産者のDVDの第2弾として、キャベツ畑DVDを作成し、栄養教諭による食育授業の中で放映をいたしまして、食育を推進してまいりました。

社会教育課長

今日、配布させていただきました、別刷りの4ページから10ページまでの配付資料を御覧ください。

社会教育課の事業では、まん延防止措置が昨日から適用になったということを受けまして、事業が延期または中止となっておりますので、

訂正事項が多いものですから、別刷りで出させていただきます。

その中で二重線を引いてあるものにつきましては、中止または延期をさせていただきます。

人数の追記につきましては、手書きで書いてありますので、そちらを御確認ください。

1つだけ、修正漏れがありますので、7ページを御覧ください。

2月1日、親学講座、上から4つ目の神座小学校、場所が五和小学校と書いてありますので、こちらは神座小学校に訂正をお願いいたします。

それでは、実施事業について報告をさせていただきます。

5ページの1月9日、成人式につきましては、後ほど詳細を御報告いたします。

それから、次に予定事業の補足をさせていただきます。

2月10日、9ページになります。六合公民館、初倉公民館開催事業ということで、市民学級リモートヨガ講座というのを、計画しております。

こちらですけれども、コロナ禍でもリモートで、社会教育講座を行えるということを経験していただくため、講師と会場とをリモートでつないで、初倉公民館と六合公民館合同でヨガ講座を行うものです。

実際に、まん延防止期間となってしまうかもしれませんが、会場も広い部屋で、少人数で学級生同士の間隔を取って開催する予定となっております。

その2つ下です。2月11日から2月13日の夢づくり展ですが、コロナ対策のため、予定していたプラモデルを体験するワークショップなどは取りやめまして、例年よりも実施内容を縮小し感染対策を採った上で、基本的には展示のみで開催する予定となっております。

11ページを御覧ください。まず、人数の追記をお願いします。

上から4段目、1月9日のしまはくワークショップについては、参加者は、30人でございます。1月15日、企画展関連イベント、ミニ四駆教室は参加者11人。1月16日、日本刀鑑賞初心者講座については、参加者16人。1月21日、川越遺跡整備委員会は、参加者15人。1月23日、おもちゃ病院は、参加者13人です。

続いて12ページの予定についての1月30日、企画展関連イベント、ミニ四駆大会となっておりますが、これは大会ではなくサーキットといって、ミニ四駆のコースにミニ四駆を走らせるというイベントでございます、修正をお願いします。これについては参加予定30人でございます。

それでは、補足説明をさせていただきます。

1月13日と1月21日、それぞれ諏訪原城跡整備委員会と川越遺跡整

博物館課長

備委員会を行いました。これについては、今年度の事業の実施状況ですとか、来年度の事業計画について御協議をいただきました。

続きまして、12ページの予定でございます。

先ほど修正していただきました、1月30日の企画展関連イベント、ミニ四駆サーキットでございますが、これについては、感染予防対策を講じて状況によって整理券を配布するなど講じまして、実施をしたいと考えております。

これには掲載されておりましたが、2月6日日曜日に、昭和のモーターショーというイベントを開催する予定でございましたが、これについてはまん延防止等重点措置が発令された関係で、4月以降に延期ということで、今調整をしております。

また、これもここに掲載されておりましたが、2月23日の祝日に博物館無料開放と川越街道では和菓子バルを開催予定でございます。これについては、2月中旬までに開催の可否については決定をしたいと思っております。

スポーツ振興課長

最初に、追記と訂正をお願いします。

13ページ、1月21日のママさん教室が、参加者が5人です。それから、その下の1月26日ですが、急遽コロナの関係で、この行事を中止しております。

それから、14ページ、一番上の1月28日ママさん教室、これも急遽中止となっております。その下、2月2日のトランポウォーク教室も中止です。2月4日から2月16日までの4つの事業も急遽中止となりましたので、削除をお願いします。

補足です。13ページの一番上です。

1月1日に、みんなで走ろう！元日マラソン、2年ぶりに開催いたしました。1,770人の方に御参加いただいております。

それから、1月6日から26日にかけて、予約システム導入による学校体育館等々の予約関係について地区別に調整会議を8回開催しております。利用者と協議し作成した令和4年度のマニュアルを周知したところです。

それから、1月16日の島田・中日駅伝競走大会ですが、この主催はスポーツ協会になりますが、参加者は295人ということで多くの方にお集まりをいただきまして駅伝が実施されております。

図書館課長

参加の事務事業の補足をいたします。まず、事業の追加と、人数の追記をお願いします。

まず、事業の追加につきましては、16ページ。真ん中の1月21日、おはなし宅配便と同じ日ですが、そこに備考いたしまして、図書館見学会（もみの木学級）、参加人数は13人です。場所については、金谷図書館と追記をお願いします。

続きまして、人数の追記をお願いいたします。

まず、先ほどの1月21日のおはなし宅急便につきましては、中止となっております。

その下の1月22日文学講座につきましては、13人。下の新春子ども映画会につきましては、3人。

その下の1月25日、ブックスタートについては、参加者22人となっております。

それでは、概要の補足をさせていただきます。

まず、実施につきまして、15ページの真ん中のあたりの、1月5日の図書館福袋です。

こちらは、59袋用意をさせていただきました。福袋の中には、課員が選んだ2冊の本を図書館オリジナルの袋に入れて、皆様に借りていただくというもので、午前中で全て配布してしまいました。

また、その下の1月5日、6日の図書館おみくじにつきましても、1,670枚を各図書館と地域館等で配布をいたしました。島田図書館につきましては、700枚を配布いたしました。6日の午前中でなくなるというほど好評でございました。

次に、16ページを御覧ください。1月18日から3月6日まで開催する、本の帯の作品の展示でございます。

今年度は185点の帯が集まりました。島田図書館の2階と3階に分けて、展示をさせていただいております。帯一面に紹介文を書いてくれたものや、本屋の本当の帯のようにになっているものも展示されています。1月26日の静岡新聞にも取り上げられましたので、ぜひ御覧に来ていただきたいと思っております。

次に予定でございます。

18ページを御覧ください。2月17日、島田市子ども読書活動推進委員会でございますが、こちらは島田市子ども読書活動推進計画第4次について、パブリックコメントの内容の協議などを行い、2月の定例会で4次計画を審査していただく予定でございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、1月13日から2月11日まで行っております。

最後に、図書館課では、まん延防止等重点措置の発令に伴いまして、館内については、現在行っている学習席、閲覧席の席数を2分の1など、感染防止対策の徹底を行っております。

また、期間中は、館内のおはなし会、アウトリーチ事業、おはなし宅急便、おはなしギフトなどについては中止をしております。講座につきましては開催予定ですが、状況によって中止または延期を検討させていただきます。

ありがとうございました。

教育長

B委員

各課からの説明は終わりました。委員の皆様から何か御質問等がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

学校教育課にお尋ねをしたいと思います。先週あたり、メールでコロナ感染者あるいは濃厚接触者が発生したということで、学級が閉鎖されているという連絡を受けました。

トータルとして今日まで、どれぐらいのクラスが閉鎖されたのか、それで大ざっぱで結構ですから、大体の人数と、それからそのとき学校は授業がなくなるわけなので、学習のフォローをどのようにしてきたのかというところあたりをちょっと教えてください。

主席指導主事

まず、学級閉鎖等の状況ですけれども、6校で行っております。全校休校した学校は、1校。それから、学年閉鎖を行ったところが、2校で4学年ございます。あと、学級閉鎖を行った学校が、6学級ありました。

学校に通っている子供で感染した人数については、約50名となっております。こちらについては、学校内での感染というよりも、家庭での感染が非常に多かったりとか、感染経路が不明だったものが多く見受けられます。

学習のフォローですけれども、学級閉鎖について、1日、2日休んだときには、学校から課題を出したり、そういう形で対応しております。

濃厚接触になった児童や生徒については、10日間以上という間、学校に通うことができないことから、今1人1台端末を使いながら、例えば学級閉鎖になったクラスでは、オンラインで朝の会を行ったり、パソコンを通じて課題を出して、インターネット上でドリルをやったりですとか、そういうことを行って学習のフォローをしております。

教育長

よろしいですか。

B委員

濃厚接触者の生徒の数は、大体どれぐらいなのでしょう。

主席指導主事

濃厚接触者の数は、分からないのですが、濃厚接触者であったり、陽性になった児童生徒であったりとか、あと、濃厚接触者とは言われていないけれどもかなりそれに近いという者のリストは、約100人です。

B委員

ありがとうございました。

教育長

ほかにはどうでしょうか。

B委員

図書館課に、これはお礼なのですけれども。本の帯まつり、先ほど図書館課長に紹介していただいたように新聞で取り上げられたり、あるいは、僕は今月楽しみにしていたのは、科学道100冊というのが結構面白いのではないかなと思います。

あと、その時々話題を金谷図書館も川根もそれから島田図書館も、それぞれやっていたので、本当にありがたいと思っています。作家が亡くなったときなんかも、この間は瀬戸内寂聴さんが亡くなったときには、それぞれのシリーズを集めていただいて、私も全然読んでなかったな、こんな本もあるのだというふうに本当にしみじみ思っ

教育長

たこともありました。これからも、その時々にはアップデートできるような資料がどんどん企画でやっていただければ、島田は特に駐車場の問題でなかなか大変だと思うのですけれども、これからもこういう企画をよろしく願います。

B委員からも帯まつりの話が出ましたが、子供たちが本に興味を持つということからすると、帯まつりはいい企画だなと思います。大変多くの子供が参加してくれたということについても、お礼を申し上げたいなと思います。

ただ、一部の学校では、パソコンを使って帯を作っているところがありました。せっかく子供たちのパソコンの技術が上がりつつあるものですから、ある面ではそういう条件をつけてもいいのじゃないかなということを思いました。

なぜかといいますと、マジック等で書いた帯というのは、なかなか修正ができないですね。推敲していい文章にしようと思っても、または間違ったときに書き直しというのを大変苦勞するなと思います。またはレイアウトの変更とかというのも、なかなか難しい面があると思います。そういう点、パソコンを使えば、レイアウトそれから校正、それから場合によっては映像の取り込み、こういうようなこともできるものですから。学年を指定して、高学年とかには端末を使った帯をとというような条件をつけてもいいのじゃないかなと思います。また検討していただければいいと思います。学校でもそういう意味では、技術を高める努力をしていますから、ぜひ考えていただけたらと思いました。

図書館課長

ありがとうございます。

それこそ帯については、去年は4点という、コロナ禍であって応募が少なかったという傾向がありまして。今年は学校にも協力していただきたいということで、早目に学校に、帯の募集があるよということをお伝えして、学校で御協力をいただいたという経緯がございます。

基本的には一般の方も応募していただいても結構なので、今年は応募がなかったのですけれども、一去年は10点ほどありましたので、一応規格等は、今までは定めてなく、フリーでやっていたので、それについては少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

教育長

よろしく願います。事務事業報告については、以上にしたいと思います。

付議事項

教育長

続いて付議事項に移りたいと思います。付議事項については1件ずつ審査をしますからよろしく願います。

それでは、議案第1号 教育委員会に関する事務の点検・評価報告書について、教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

今日お配りしました別冊議案1号の冊子を御覧ください。

それでは、議案第1号 教育委員会に関する事務の点検・評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する報告書を別冊のとおり定めることについてお諮りをいたします。

別に配布をしてございます報告書を御準備ください。

この点検・評価につきましては、昨年11月第11回定例会で、第一次評価として各課の事業と自己評価について、御審議をいただいております。それ以降となりますが、12月に第4回、第5回の外部評価委員会を行いまして、外部評価委員から評価と御意見を頂戴してございます。

それでは、概要のみの説明になりますが、よろしく申し上げます。別冊報告書の8ページ、9ページを御覧ください。教育委員活動の事務事業シートにより、全体のことについての説明をさせていただきます。

9ページの一番上にごございます、有効性という欄。こちらを御覧ください。ここでは、自己評価の右側に、外部評価ということで外部評価委員による評価が記載されております。また、同じく9ページの下から2つ目の欄、総合評価につきましても、自己評価の右に外部評価委員による評価が記載されてございます。

なお、今回の外部評価委員の総合評価につきましては、22事業のうち10事業が、教育委員会の自己評価と同様の評価で、2つの事業につきましては、教育委員会の自己評価を上回る評価を頂戴しております。

次に、9ページの一番下の欄には、事業に対する外部評価委員の御意見を記載してございます。

各課の事業につきましても、10ページ以降にそれぞれ記載されてございますが、今説明をしました外部評価委員の意見欄につきましては、後ほど御確認をいただければと思います。

最後になりますが、52ページを御覧ください。ここに教育委員会に関する事務全般に対する総評という形で、御意見を頂戴してあります。

まず、小澤委員からは、各所で催された事業について、施設によっては駐車場が不足しているため、市民にとってよい解決策を考えていただきたい。また、全ての市民と、市、社会福祉協議会、地域がつながるネットワークを構築するなど、各課と情報共有できる体制を望む。といった御意見を頂戴しております。

次に、山中委員からは、コロナ禍で自分たちの責任とは言い切れないところで、目標を達成できないという事業が多々ありました。これらの経験を踏まえ今後の活動が、より工夫されたものとなることを期待しますという御意見を頂戴しております。

詳細につきましては、お手元の資料に詳しく記載してありますので、御確認をいただきたいと思っております。

説明については、以上です。御審議をお願いします。

教育長

ありがとうございました。

これについては、以前の定例会で協議をしているものですから、皆さん内容については御理解をいただいていると思いますが、何か御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

B委員

この点検・評価書で、外部評価委員の方々の意見、教育総務課長から説明していただいたのですけれども、すごく丁寧にいただいているなというコメントだというふうに思います。

この点検・評価報告書、私はこれでよろしいのじゃないかなというふうに感じました。ただ、1点だけ、これは次回以降で結構なのですけれどもお願いしたいというのは、学校教育課の18ページになります。学校教育課の「確かな学力」の育成事業。それと合わせて、次のページの20ページの「健康な体」の育成に向けた事業。

この2つについてちょっとお願いしたいのが、例えば、確かな学力というのは、学習指導要領によって各学年で子供たちがこれだけ習得しているというのが分かるような物差しがあるはずなのですけれども、そういうものをちょっと入れていただくわけにはいかないでしょうか。

例えば、文科省の全国調査、学調というのですか、あれは確か学年が限られていて、科目数も限られているということもあるので、ちょっとここにはふさわしくないのかも分かりませんが。そういうものを確かな学力のところでは入れていただければありがたいというのが1つ。それから、健康な体の育成に向けた事業、こちらも例えば、毎年作っています、こちらの島田の教育という本の中には、体重と身長だけが記載されているのですけれども。例えば、体育の授業なんかでやっている、逆上がりなんかで何人の子供ができるかとか、50メートル走を何秒だとかそういうものの指標があると、毎年こう追っていけないかなということを感じるのですけれども。これは検討していただければありがたいというふうに思います。

教育長

学校教育課から、何かお考えがありますか。

主席指導主事

まず、確かな学力については、全国学力・学習状況調査というものを、ここ数年毎年行っています。その結果については分析の仕方等で、小さな学校、大きな学校があったりですとか、なかなか課題もあるのですけれども、何かもし生かせるようなものがあれば、少し考えていきたいと思っています。

同様に、健康な体については、例えば、新体力テストというのを5年生対象に行っているということがありますので、そちらのデータ等も考えながら、こちらでやれるかどうかを検討していきたいと思っています。

B委員

よろしく申し上げます。

教育長

B委員の御意見の中には、特定の学年だけじゃなくともっと幅広い学年のということがあったと思うのですね。そこら辺が検討できるかは、また学校教育課の中、そして校長会との調整もしていかなければならないと思うものですから、少しそこら辺のことを検討していただけたらと思います。

必ずしもできるばかりではないと思うのですが、数的な根拠があつてのこういう評価はいいということからのお話だったと思うものですから、少し数的なものが出せるかどうか検討していただけたらということを思います。

ほかは、どうでしょうか。

C委員

今、B委員からもありましたけれども。印象としては、本当に評価委員の皆さんが、一個一個の事業について本当に丁寧に評価というか、対応をしていただいているというふうに見ました。

相対的に最後のページに、総評というもの、さっき教育総務課長から説明がありましたけれども、各課の取組といいますか、そういう姿勢については、大変いい評価をいただいているのじゃないかなというふうに思います。

少し気になったというか、印象に残った評価が2つございましたので、少しお話をさせてください。1つは、11ページの教育総務課のICTに関する外部評価の意見、これは、要はICTを使うことによって、児童生徒の理解度の把握をしやすくなった教員の割合というのが、思いのほか厳しい数字であったので、まだまだ今後のICT教育、まだ入り口ですけれども、そういうものに期待するというふうな表記だと思います。

学校の訪問を見ている、確かに学校ごとに物すごく利用状況の進んでいるところ、先生方もいろいろお忙しいのでそういう点は十分理解をしますけれども、そういう格差に近いようなものが出かねないというふうな印象もございますので、その点には注意をされて進めていただきたいというふうに思います。

もう1つは21ページの評価委員の意見の中に、要は先生方の負担軽減についてのほんとは少しの意見を書かれているところなのですが、いろいろとお話を聞いていますと、先生方の働き方改革、残業を含めていろんな御負担がコロナもあって増えているというこの状況の中、やはりこういう意見が書かれているというのを少し重く受けとめていただいて、今後の方針であつたりそういうものの中に、先生方についての少し改革につながるようなことを、入れていただくほうがいいのかなというふうに思いました。

教育長

ありがとうございました。

意見ということで、特別に回答を求めるということではないと思う

	<p>ものですから。聞いておいていただきましたなと思います。</p> <p>A委員、何かありましたらお願いします。</p>
A委員	<p>49ページの図書館サービス充実事業の外部評価委員の意見の中や、総評の意見の中にもあるのですが、島田図書館の駐車場がなかなか少ないというのが言われていて、図書館にあるアンケートでもそのような要望を多く目にすることがありました。</p> <p>なかなか解決に至っていないということなのですが、何かどのような状況なのか教えてください。</p>
図書館課長	<p>これはなかなか難しい問題でして、現在図書館の駐車場といたしましては、島田掛川信用金庫の横に駐車場を1時間無料ということにさせていただいています。図書館に隣接しています、おびりあの駐車場については、1階のコープにある認証機を通していただければ、30分無料となっております。そのほかについては、現在、島田駅東側にあります、大川町の駐車場が無料となっております。どのような方策かといえますと、なかなか駐車場の確保が町中の図書館ということでできにくいのです。ですので、地域館がございまして、旧市以外の方ですね、六合、初倉、大津、神座については地域館がございまして、そこで予約をしていただいて本を受け取っていただく等を、今は推奨させていただきまして、地域館の実際の貸出数も伸びております。このコロナ禍でも伸びているという状態です。今後、駐車場がなければ、ないということで、駐車場を求めるといっても一つの手なのですが、駐車場がなくても来てもらえるような魅力的な図書館にしていきたいと思っております。有料駐車場はございまして、それについては逆に言いますと首都圏では、駐車場はないけれども駐車料を払ってでも行きたい図書館ということで、魅力を高めていくしかないのかなと思っております。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。</p>
A委員 教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ほぼ意見も出尽くしたようですから、採決に移りたいと思います。</p>
各委員 教育長	<p>議案第1号で提案されました、教育委員会に関する事務の点検・評価報告書について御異議はございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議がないようですから、議案第1号につきましては、提案のとおり可決されました。</p>
教育総務課長	<p>それでは、議案第2号 島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見についての説明を教育総務課長、お願いします。</p> <p>それでは、20ページを御覧ください。この議案第2号の御審議に入り</p>

教育長
行政総務課長

ます前に、1点御確認をいただきたい事項がございます。

議案第2号から議案第4号については、提案するに至る原因となる事項が同一で、その内容は令和4年度の組織再編でございます。

本日は市長部局から行政運営等を所管しております行政総務課の行政総務課長に出席をしていただいておりますので、各議案に関連がございます令和4年度の組織再編について説明をしていただき、その後議案についての説明をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

分かりました。それでは、行政総務課長、お願いします。

それでは、教育委員会が関係する令和4年度の組織再編につきまして、御説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料の1、こちらは今回の組織再編の内容を記載したものになります。

次に資料2、こちらは現行と再編後の行政組織を左右に並べたものになります。教育委員会部局と市長部局のみの掲載をさせていただいております。見直しをする課、係につきましては、黄色で表示しております。

最後に、資料3、こちらは文化行政に係る事務分掌について、令和3年度と令和4年度の所管部署を記載したのものになります。詳細な説明は省略いたしますが参考資料として配布をさせていただきました。

では、資料1に基づき説明をさせていただきます。資料2の行政組織図もあわせて御覧いただきたいと思います。

まず、組織体制の変更につきまして教育委員会に関するものとしましては、社会教育課の文化係、それから博物館課、こちらを市長部局の観光文化部へ移管をいたします。

市長部局の観光文化部につきましては、観光及び文化政策を総合的かつ一体的に推進するため、市長部局に部を新設するものでございます。観光文化部へ移管する社会教育課の文化係につきましては、文化資源活用課の文化政策担当と統合し文化振興係といたします。文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、政策立案と事務執行の所管部署を統合するものでございます。なお、今回の再編に伴い文化資源活用課の名称を、文化振興課へ変更いたします。

次に、博物館課につきましては、文化財を観光やまちづくりに生かすなど、地域における総合的な保存と活用について取り組む体制を整備するため、文化財の保護業務を教育委員会から市長部局へ移管するものでございます。移管の効果としては、具体的には、本市の歴史文化を代表する川越遺跡の計画的な保存管理と川越遺跡を含む川越街道のにぎわい創出を一体的に推進する体制の強化などがございます。

次に、分掌事務の移管につきましては、教育総務課の総合教育会議に

関する事務を戦略推進課へ移管いたします。教育行政を総合的に推進するためには、市長部局で執行することが適当であると判断するため教育委員会から市長部局へ移管するものでございます。なお、市長が総合教育会議を招集することに鑑み、その事務につきましては、市長部局で行うことが原則とされております。

以上、簡単ではございますが、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、教育総務課お願いします。

教育総務課長

まず、行政総務課長から説明がありましたことについて御質問がございましたらお願いしたいのですが。

教育長

行政総務課長からの説明で、何か疑問のところ分からないところがありましたら、御質問いただきたいと思いますがどうでしょうか。

教育総務課長

それでは、改めまして20ページを御覧ください。議案第2号について御説明いたします。

条例の本文につきましては、委員の皆様にご覧をさせていただいたとおりでございます。なお、この条文に記載の内容につきましては、ただいま行政総務課長から説明がありました、組織再編そのものでございます。

まず、冊子の22ページを御覧ください。島田市の市議会議長よりこの条例の制定に係る組織再編について、教育委員会の意見を求められております。

これに対して、次に21ページを御覧ください。教育委員会の意見案としまして、条例制定に関する意見としましては異議なしとしますが、文化に関すること及び文化財の保護に関することについては、教育委員会の施策とも関連がございますので、連携を取りながらの推進を希望するという附帯意見を、加えることを提案するものでございます。

説明は、以上です。御審議をお願いします。

教育長

教育総務課長からの説明が終わりました。イメージできない部分があるのではないかなとちょっと心配はしますが、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。多分一番心配になるのは、何が変わるのかということではないかなと思うのですが。文化とそれから総合教育会議のこと両方あると思うのですが、例えば、総合教育会議の提案理由の変更理由の中に、市長部局で執行することが適当である。適当という言葉が書いてあるのだけれど、具体的にはどういうことなのかもう少し説明したほうが、委員の皆さんには御理解いただけるのではないかなと思うのですが、行政総務課長どうでしょうか。

行政総務課長

適当という言葉があまりよろしくなかったのかもしれないのですが、けれども、本来、この総合教育会議については、市長が主催をするものということで、法律上のつくりがなされています。

教育長

現在は教育総務課にお願いしているということですので、それを本来の姿のところ、今回戻そうというそういった意図でございます。適当というところが、ちょっと誤解を招くようなところがあったかもしれませんが、そういう趣旨でございます。

法の原則に戻るといふ説明だったと思います。

ほかに何か。

B委員

簡単なことで恐縮なのですが、博物館課を観光文化部へ移管するというので、この定例会には博物館課長は次回から、それはどうなるのかなと思つて。

可能であれば、諏訪原城とかほかのいろんなことがあるものから、オブザーバーでも何でも結構ですから、参加していただければありがたいなというふうに思うのですが、そこら辺はどうなるのでしょうか。

教育長

そのところで、どう考えているか。

教育総務課長

これにつきましては、こちらの資料の21ページを御覧ください。回答書の中に附帯意見を、今現在案として付けさせてもらっています。この意見が今、B委員が言われたそのものでございますので、例えば、こういった定例会のときに進捗の状況についてのお話をしてもらうように同席をしてもらうとか、そういったことを踏まえて連携を取りながらの推進を図っていきたくてそういった形で、附帯意見を付けさせてもらっているところです。

教育長

よろしいでしょうか。

B委員

分かりました、ありがとうございます。

教育長

以前、スポーツと文化が市長部局にあったときにも、2人の課長にも教育委員会の定例会に参加していただきまして、事務事業報告等を行っていただきました。それはやはり必要だなということは思います。ですから、こういうような附帯決議がつくというのは、ありがたいことだなと思います。それに、私が教育長になってから、各課の連携ということを進めてきました。例えば、博物館が企画展をやるときに図書館で同じような関係するコーナーを作っていただくとかという、そういうようなことも行ってきたものですから。それは今後も市民サービスとして、必要なことだと思います。そういう意味では、ぜひ関係課の教育委員会定例会への参加、この場への参加というのは求めていきたいなということは思います。

ほかにどうでしょうか。

教育部長

今回の組織体制の変更について、少し補足をさせていただきます。

もともとこれは、文化芸術基本法の改正が大きなのところがあったと思います。この法律の改正の趣旨の1つとして、観光、それからまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の各関連分野などの施策の

連携といったものが求められております。この関連分野を含めまして、文化芸術に関する施策を推進するために、幅広い分野での連携を柔軟に対応していく必要があるということで、市長部局にこういった組織、職員を置くといった点が、1つ大きな目的という形になっていると思います。

教育長

A委員、何かありますか。

C委員は、どうですか。

C委員

今の説明を聞き、市長部局に戻されることにより、教育長がおっしゃったようにいろいろな連携がスムーズに運ぶということでしょうから移管することで良いと思います。

行政総務課長

そういう目的のために今回移管をしようとするところでございますので、その点については御理解いただきたいと思います。

教育長

また、このことについては総合教育会議の中でも、少し話題になるものですから、再度協議する場がありますからそこでもよろしくお願ひしたいと思います。

特にもう質問もないようですから、議案第2号について採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、議案第2号 島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見について、御異議はございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。議案第2号については、原案のとおり可決されました。

それでは、議案第3号 市長の権限に属する事務のうち島田市教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて、説明を教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、23ページをお開きください。議案第3号について御説明いたします。

市長部局において権限を持ち、実際の事務については教育委員会が実施しているもののうち、次の4件について事務の実施についても市長部局で行おうとするものでございます。

(1)として、総合教育会議に関する事務でございます。このことについては、2の(1)にございますように、市長が総合教育会議を招集することに鑑み、市長部局で行うことが原則とされているため、また教育行政を総合的に推進するためには、市長部局で執行することが適当であると判断するためという理由からでございます。

(2)の島田市民総合施設プラザおおるり、島田市金谷生きがいセンター及び島田市川根文化センターチャリム21の管理に関する事務について。

それから、(3)の芸術文化奨励賞に関する事務について。この(2)

及び(3)につきましては、2の(2)及び(3)の記載のとおり、令和4年度の組織再編により、事務を所掌する社会教育課文化係を市長部局へ移管するためという理由によるものでございます。

(4)のしまだ市民遺産に関する事務につきましては、2の(4)の記載のとおり、令和4年度の組織再編により事務を所掌する博物館課を、市長部局へ移管するためという理由によるものでございます。

ここで、25ページを御覧ください。ここまで説明しました内容によりまして、市長から教育長にあて、補助執行の解除について協議がされてきたものでございます。

このことに対し、戻っていただき24ページを御覧ください。こちらが教育委員会からの回答案となります。この案では、同意することを提案しております。

以上、説明を終わります。回答案についての御審議をお願いいたします。

教育長

教育総務課長の説明は終わりました。何か委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いします。

B委員

B委員、何かありますか。

教育長

いや、ありません。

C委員

C委員は、どうでしょうか。

教育長

ありません、大丈夫です。

A委員

A委員、いいですか。

教育長

ないです。

組織再編に伴う事務を市長部局に戻すということでしたが、特に御質問、御意見もないようですから、採決に移りたいと思います。

議案第3号 市長の権限に属する事務のうち島田市教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて、御異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。議案第3号は、原案のとおり可決しました。同意について、市長にその旨通知をお願いしたいと思います。

それでは、議案第4号 教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に委任している事務を解除することについての説明を教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

それでは、26ページを御覧ください。議案第4号について御説明いたします。この議案については、本来教育委員会事務局において実施すべき事務のうち市長部局に委任している事務について、教育委員会の取扱いに戻すことについての協議でございます。

27ページを御覧ください。委任を解除する事務につきましては、文化芸術の振興に係る政策の企画に関する事務でございます。

委任を解除する理由につきましては、令和4年度の組織再編により、事務を所掌する社会教育課文化係を市長部局へ移管するため、一旦教育委員会に事務の一切を戻すことで、事務分掌を整備し、戻った事務をかかえた上で、文化係を市長部局に移管するという手続でございます。

説明は以上でございます。この協議を市長に対し行うことについて、御審議をお願いいたします。

教育長

少し複雑な内容だったものですから、御理解いただけたでしょうか。何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

組織を変えることよっての事務事業の整理ということ、それに伴う手続ということで御理解いただきたいと思います。

それでは、意見も特にないようですから、採決に移りたいと思います。議案第4号 教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に委任している事務を解除することについて、御異議ございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

異議なしと認めます。議案第4号は、原案のとおり可決されました。よろしく申し上げます。

それでは、続いて議案第5号 令和4年度学校教育課の方針・施策について、説明をお願いします。

主席指導主事

学校教育課の方針・施策について御説明させていただきます。

まず、令和4年度の重点施策ですけれども、令和3年度と同様、子供の夢や地域愛を育む「夢育・地育」を核にしていきます。

その中で小中学校の連携の下、「豊かな心」、「確かな学力」、「健康な体」を身に付けた子供を育成し、「信頼される学校づくり」を推進してまいります。

具体的な方針及び施策について、お話をしていきます。

まず、「豊かな心」についてです。夢や目標を持つ自己肯定感が高い子供の育成をしていきます。そのときに大切にしているのが、多様な体験や経験です。自己選択・自己決定する場を用意し、子供の頑張りを価値付けることで自立心を養っていきます。方策として、体験の重視ということも考えております。子供たちは、やればできるという自信や、失敗や困難に負けない、しなやかで強い心を育てていくように、下の丸のような場を設定しています。

イの地域での体験活動についてです。地域人材や地域の教育力を積極的に活用していきます。

30ページです。豊かな自然の中で体験活動のところに書いてあります。サタデーオープンスクール、サマーオープンスクールの実施を行います。

また、ウの個に応じたきめ細やかに対応する生徒指導の充実を行います。このときには、子供の居場所づくりということを、重点的に考えていきます。また、学校と家庭、関係機関の連携に力を入れていきます。その中でスクールソーシャルワーカーの配置を行います。

道徳教育については、令和3年度第二小学校で道徳の全国発表を行いました。それを各校に広めていくなど、道徳教育の推進を行っていきます。教育センターの活用も行います。また、読書活動の推進もしていきます。

31ページです。表の中に目標数値がありますけれども、こちらはまだ調べている途中だったものもありますので、今、分かっているものをお伝えさせていただきます。

まず、一番上の地域の行事等に参加したことがある児童生徒の割合ですけれども、令和3年度の実績、一番右の欄ですけれども、小学校が66.8%、中学校が59.3%となっております。

また、その3つ下、学校図書館における年間の本の貸出については、小学校が51.9冊、中学校が5.07冊となっております。

引き続きその下、人に役立つ行動に取り組んだ児童生徒の割合は、小学校が82.6%、中学校が81.5%となっております。

また、自分にはよいところがあると答えた児童生徒の割合については、小学校が81.6%、中学校が71.1%でした。

続いて、確かな学力の育成についてお話しします。32ページになります。これまで島田市では、個に焦点を当てた学習を充実させてきました。それを発展させ、子供が主体となる学習を授業の基本として、主体的、対話的で深い学びの実現を小中一貫して推進していきます。授業改善リーフレットを使って周知したり、学校教育支援員を配置して、個に応じた授業を行ってまいります。

また、GIGAスクール構想では、1人1台端末を活用した学習を進めていきます。

33ページになります。個に応じた特別支援教育の充実という点では、令和4年度に六合東小学校に、知的学級と自・情の教室を新設します。また、大津小学校に、知的の学級を1つ新設します。また、第五小学校に、知的の学級を1つ新設します。合わせて3校で4つの学級を新設することになります。

オのところに書いてあります、小中一貫教育の推進も進めてまいります。

また、小学校では、教科担任制の推進や小中兼務の実施なども行っていきます。研究指定校の実施としては、川根中学校区を指定として推進していく予定であります。また、小中だけではなく、幼児教育との連携も図ってまいります。

34ページの表について、また追記をお願いいたします。下から2つ目です。授業がよく分かる児童生徒の割合は、小学校が89.7%、中学校が82.6%でした。

A L Tによる外国語の授業が楽しい児童生徒の割合は、小学校は89.7%、中学校が86%という結果でした。

次に、健康な体の育成についてです。薬学講座や性教育講座等を実施します。また、体育の授業や外遊びなどを推奨することで、子供の体力向上を図ります。

また、部活動支援としては、地域部活動化ということも視野に入れながら取り組んでまいります。サッカーで試験的にエリア部活動のようなものを取り入れて、これは教員の働き方改革にもつなげていきたいと思っています。

35ページを御覧ください。食育指導ということも行っています。

エのところに書いてありますが、子供たちが適切な睡眠を取って正しい生活習慣を身に付けることを指導していきます。それを不登校児童生徒の減少につなげていきたいと考えております。

また、表の中の追記をお願いいたします。下から2番目です。規則正しい生活を心がけている児童生徒の割合は、小学校が83.5%、中学校が88.6%でした。朝食摂取率は、小学校が96.4%、中学校が94.7%という結果でした。

最後に、信頼される学校づくりについてです。

いじめのない学校づくりを推進してまいります。いじめ問題対策連絡協議会を開催したり、安心して学校生活を送るアンケートを実施したりします。

また、社会に開かれた学校教育の推進ということで、コミュニティ・スクールを各校の実情に合わせて行ってまいります。そこで行ったことについては、学校だよりやホームページなどで発信し広めていきます。

また、自然災害から命を守るための体制ということも考えております。今現在も取り組んでおります、ふじのくにジュニア防災士については、また取り組んでいく予定でおります。

感染症対策としては、コロナ禍において新しい生活様式が求められる中、教育活動をできるだけ継続していきたいと考えています。

また、北部地区学校統合に向けた取組も行っていきます。交流活動などを行って、子供たちが安心して統合に向かっていけるようにします。

また、頼もしい教職員の育成という点で、教職員の資質・能力の向上のため、次のような研修を行っていきます。

表の中の追記をお願いいたします。上から3番目です。学校運営協議会の実施回数については、令和3年度は、2.9回でした。また、学校が

教育長

楽しいと思う割合については、小学校は90.6%、中学校は89.4%です。

下から2番目、地域の行事等に参加したことがある児童生徒については、小学校が66.8%、中学校が59.3%でした。

学校教育課からの説明は、以上となります。

ありがとうございました。

説明は終わりました。委員の皆様からの御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

A委員

何かありますか、A委員。

33ページのオの9年間を見据えた小中一貫教育の推進ということで、今は川根小中学区の話と、それから初倉地区でも小中一貫教育を具体化したモデル地区としていくというふうになっていますが、島田市としては、小中一貫教育というのは将来どのような流れというか、何年後にこんなふうに一貫教育になるとか、そういうようなイメージとかはあるのですか。

教育長

小中一貫をこの基本方針の中に入れたのは、もう4年前からです。ですから、4年間もう既に小中一貫ということは、各学校で意識をしてきていると思います。

生徒指導の情報の共有とか、指導方法の共有とかということもやっています。具体例としましては、例えば、一中なんかは生徒指導面から場を整えるというのが、小学校でも中学校でもやっています。靴箱の整頓がとってもきれいなのは、そういう指導の一環でやっているわけです。いろんなところで、小学校と中学校が同じ方向を向いてということは既にやられてきています。

一貫教育をいう前は、小中連携という言葉でお互いに協力しながら、または連携しながら教育活動をするということも続けてきて、素地はできてきていると思います。

今後のことについては、初倉地区は学校運営協議会、コミュニティ・スクールの運営母体ですが、そこを一本化するとか、それからランドデザインを一本化するとかというような動きも見せています。令和4年度から、そういうような動きが始まると思いますが、そういう動きが各学校に広がっていくのではないかなということは思っていますし、それを期待しているところです。既に各学校の運営協議会の中のコーディネーターになる方は、小中の両方にかかわっている方もいらっしゃいます。なるべくそういう形にしています。運営協議会のメンバーに重なりを持たせるというようなことも既に行っているものですから、一貫教育は着実に前進しているということはあるのではないかなと思います。

ただ、一つ課題になるのは、三小の問題です。三小は一中と二中に分かれるものですから、完全に小中が同じ方向に向くというのがなかなか

A委員
主席指導主事

か難しいというところがあります。一中と二中の教育方針はある程度調整すれば可能なのですが、長い伝統もあるものですから少しそのところの調整が難しいという課題は、残っていると思っています。

ありがとうございました。

先ほど教育長からお話があった学校運営協議会については、初倉小学校の3校については、来年度学校運営協議会を同じメンバーにして、一緒に小学校、中学校の教育について考えていくことを計画しています。

同じように川根小学校、川根中学校でも学校運営協議会を一つにしてやっていく計画でおります。また、川根小中については、先ほど教科担任制のところでも少しお話をしたのですけれども、中学校の教員と小学校の教員と授業を少し交換できるようなところはないだろうかということも、教科担任制に向けて検討しているところです。

教育長
A委員
B委員

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

36ページのカのところですか。感染症対策と教育活動の継続ということで、新しく喫緊の課題なので入れていただいているところは、とてもよかったなというふうに思います。

コロナ禍でいつ誰が感染するかも分からないという状況になっていて、いじめとかそれから排斥するということがないような教育の中身も盛られていますので、このとおりやっていただければとありがたいなというふうに思います。これは感想です。

教育長
A委員

ほかはどうでしょうか。

36ページのエの中、子どもをまもる110番の家の活用というのがあって、最近はお店だとか事業所でも子どもをまもる110番の家のシールを貼っているところを、多く見られているのですが、そういうところに子供が実際に駆け込んだ事例だとかがあるのかということ。

なかなか個人のお宅は、働きに出るようになっていたり高齢化とかそういうお留守のお宅も増えてきたのじゃないのかなと思うのですが、このような家を継続するために何かしているのか教えてください。

教育長
社会教育課長

これは、社会教育課ですか。

学校から申請をいただいて、社会教育課でこの110番の家を認定してシールをお渡ししているような形となっております。

主席指導主事

子どもをまもる110番の家については、今お話があったように、家を留守にする家庭が増えてきたことから、なかなか数が増えないという問題はあります。学校ではPTAなどの力をお借りしながら、少しでも継続してもらったり、新規に入ってもらえるということをお願いしているところです。

実際に子供が110番の家に駆け込んで助かったという事例は、私はま

A委員
教育長

だ確認できてないですけども。まず、その110番の家があることで子供たちが安心するというのが一つあります。

また、シールが貼ってあったり、目立つようになっているものですか、犯罪者の立場から見たときに防止になるというか、ここはそういう取組をしているところだなということで、犯罪が起きにくいまちづくりにつながるのではないかと考えています。

学校によっては、子供たちに引渡し訓練の後で、保護者の方と一緒に地域にある110番の家を探しながら帰っていく取組をしたり、六合東小学校などでは、110番の家ウォークラリーとあって、110番の家を探すという取組をコロナ前までは行っておりました。

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

学校教育課に質問なのですが、確か以前は110番の家は、年度末に来年度もやってくれますかというような確認をしていたと思うのですが、今はどうなっているのですか。

主席指導主事

現在も同じように行っております。シール等古くなったので交換してほしいという要望があってお渡ししたりなど、そんなことを年度末に行っております。

教育長

確認をしているということで御承知ください。

私もいつのことか記憶は曖昧なのですが、私が教育長になってから、1件だけ声をかけられて、110番の家に入ったという事例を聞いた記憶があります。

8年以上やっていますが、その間に確か1件だけだったと思います。それぐらい少ないことは少ないです。あることの安心感というのは大きいなと思います。

ほかはどうでしょうか。

B委員

34ページのALTのことに、ALTの方が今はコロナが発生したため、なかなか日本に来られないというお話を聞いております。

これは評価のところでもちょっと出ていたのかも分からないのですが、日本で生活するときに、いろいろ困ることがあると、そういうことについて支援をしたいというような記載がどこかにあったように記憶しているのですけれども、ALT独特の何か困ったことはあるのでしょうか。一般的なことなら結構なのですけれども。ちょっと教えてください、お願いします。

主席指導主事

まず、ALTの状況なのですけれども、ちょうどコロナが一度収まったタイミングで、無事来日することができまして、現在いるALTが6人と、アルティアセントラルから4人ということで10人のALTを活用することができております。

JETの6人については、当然日本で暮らす上で困ってくる点があ

B委員
教育長

るのですけれども、今年来日した方もいるものですから、部屋探しから届け出、それから病気に罹ったときの受診など困ることがあるのですけれども、学校教育課で任用している会計年度任用職員が中心になってサポートしております。

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

特に御質問もなくなったようですから、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第5号 令和4年度学校教育課の方針・施策について、御異議ございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

それでは議案第5号は提案のとおり可決されました。よろしく願います。

協議事項

教育長

それでは協議事項に移りたいと思います。

島田市立初倉地区小中学校の再編方針について、教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、39ページを開いてください。島田市立初倉地区小中学校の再編方針について、島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会から提出されました提言書の内容について説明をいたします。まず、40ページを御覧ください。

これは検討委員会から提出された提言書のかがみでございます。このかがみには、検討委員会設置の経緯及び議論の内容、そして、保護者、地域住民アンケートの集計結果とは異なる方針案とした理由が書かれております。

理由の1つ目は、初倉地区全体が一つになって新たなスタートを切るという想いを大切にしたい。

2つ目は、初倉地区の活性化につながる夢のある再編になることを期待し、先進的なモデル校にしたいというものです。これは検討委員会委員の皆さんの思いをきちんと教育委員会に伝えたいという考えからあえて明記したということでした。

続きまして、委員の皆様方には、冊子の46ページの次に提言書がございますのでそちらを御覧ください。島田市立初倉地区小中学校再編方針検討委員会提言書と書かれたものでございます。

まず、表紙をめくってもらいまして、提言書の1ページに目次がございます。記載のとおり全部で五章による構成となっております。

2ページの第一章、初倉地区の小中学校における再編検討の経緯について御説明いたします。

そこでは、まず検討委員会設置までの経緯に触れ、ページの中ほど、文章でいうところの下から4行目からこの検討委員会では、初倉地区

小中学校の再編について、その形態と時期について議論してきたということが書かれております。

ページの下半分には、検討委員会の活動実績が時系列で示されております。

続きまして3ページ、第二章。アンケート調査の概要を御覧ください。3ページには、2回実施しましたアンケートのうち、1回目のアンケートについて書かれております。1回目の保護者アンケートは、教育委員会の考え方や小中一貫教育のメリット、デメリット等の周知度を測るとともに、理解を深めていただくことを目的に実施されたものでございます。

当時の結果では、(1)の教育委員会の基本的な考え方、(2)の統合や小中一貫教育のメリット、デメリットともに周知が不足していたことが分かりました。

このため、(4)のアンケート結果を受けてに書かれていますように、アンケート結果や検討委員会の概要を、保護者に配布するとともに、ホームページや地域の組回覧などで周知していくことを決めております。

また、3つ目の点の文章にございますように、アンケート結果を一方的に流すだけじゃなく、同時に結果に対する感想を募集してできるだけ市民の声を聞き取ることにしております。

4つ目の点の文章では、小中一貫教育の先進事例の視察に行くことを決めただけではなく、視察先に対する質問を事前に地域住民から募集したのは、いかにこの検討委員会が市民の声に耳を傾けていたかが分かる内容だと思います。

4ページは2回目に保護者と地域住民に対して行ったアンケート調査の内容でございます。

こちらは問題となっている初倉地区の小中学校にとって望ましいと思う統合の形態と、統合の時期について理由も含めて具体的に尋ねたものでございました。

まず、形態につきましては、(1)にございますように初倉地区では、6割以上の方が施設分離型小中一貫校を希望していました。

時期につきましては、(2)に書いてありますように、新校舎ができる時期を希望する人が5割を超えている状況でございました。

結果だけで判断しましたら、施設分離型小中一貫校となるところでございますが、検討委員会では、(3)に書かれておりますように、自分の地区の学校を残したいから施設分離型を選んだのかもしれないとか、統合に反対するために施設分離型を選択した傾向があるなど、アンケートをうのみにできないという意見にまとまりました。

そのため、(4)の提言のまとめ方についてのとおり、現実的かつ具

体的な統合の形態や時期についてのパターンを示しながら、PTA役員や学校運営協議会の会合などに、委員が直接足を運んで改めて意見聴取を行うことになったということが書かれております。

続きまして、5ページをお開きください。まず、第三章、初倉地区の小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方です。ここでは、検討委員会が再編方針を検討する上で、基本に置いた考え方、5点が書かれております。

その内容は、先進的なモデル地区としていくこと。夢育・地育の学習活動を地域ぐるみで支援すること。各校の学校運営協議会を一本化すること。安心して通学できる環境の確保に努めること。そして、初倉地区に住んでみたい、住み続けたいと思える魅力ある教育を実践することとなっております。

続きまして、この提言書の肝となります第四章。初倉地区小中学校再編方針案になります。

検討委員会による再編方針が、1の小中学校再編方針案についての表にありますように再編の形態は、施設一体型小中一貫校で、再編の時期は可能な限り早い時期、令和15年度の開校を目指すとなっております。

この表のすぐ下には、保護者、地域住民アンケートの集計結果とは異なる方針案となった理由が示されてございます。

2回目のアンケートの集計結果では、施設分離型小中一貫校が6割以上となりましたが、先ほど述べたように、4ページの2の(3)のとおり、検討委員会では容認できないというところがあったことを踏まえ、PTA役員や学校運営協議会等の会合に参加して、意見聴取した結果によるものと記載をされております。

その理由は初倉地区の活性化という夢のある再編を期待する意見が多く、そのためには先進的なモデル校になる施設一体型小中一貫校を望む声が多い。そして、施設一体型小中一貫校を選択することで、初倉地区がまとまって新たなスタートを切るという思いを大切にしたいというものでございました。これらは、提言書のかがみにも書かれていましたように、保護者や地域住民の代表として加わってくださった委員の皆様が、教育委員会に対して最も伝えたかったことと言えます。

6ページには、施設一体型小中一貫校について、期待できることや課題について触れられています。

課題として挙げられているのは、小中一貫教育について地域住民の理解を得ること。設置場所を決定すること。通学の安全性を確保すること。地域ぐるみで子供たちを育てるための体制を作ること。そして、校舎改築、すなわち新たな校舎建築が可能な時期に実施することです。

最後の校舎建築が可能な期間というのは、委員の皆さんが視察に行

ったときに、最新の設備が整ったきれいな校舎で学ぶということは子供たちにとって大きなメリットであると、そういうふう感じたことを反映したもので、長寿命化工事ではない新築の校舎を建てることを前提としてほしいという意味が込められております。

次に、7ページを御覧ください。第五章では、提言書の締めくくりとして、第四章で示した再編方針を進めるためのロードマップが提案されております。

基本は第四章で取り上げた課題などを解決するために必要な提案をし、さらにはそうした提案を具体的に進めたり検討したりする組織の設置を求めています。

1は新たな学校の設置場所についてでございます。ここでは初倉中学校の敷地の拡張を例示しており、それが不可能な場合の代替策を検討することなども提案されております。

新たな学校の設置場所の確保を具体的に進めるための組織として、4の(1)に施設一体型小中一貫校に係る学校用地調査委員会の設置が合わせて提案されております。

2では、先進的な小中一貫教育を具体的に示して、住民の理解につなげること。

3では、初倉地区で培ってきた地域ぐるみの夢育・地育への支援を継続できる体制の構築が提案されており、これらについては、次の8ページ、4の(2)に記載された初倉地区小中学校カリキュラム等検討委員会で進めることが提案をされております。

最後の4の(3)では、島田第一小学校の基本設計時に設置されたように、教職員や保護者、地域の意見を新たな校舎に反映させるため、校舎建設検討委員会を設置するよう求めています。

提言書については、説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

説明は終わりました。これは協議事項になっていますから、皆さんから自由な御意見をいただきたいと思えます。当然、質問でも結構ですから、何かありましたらお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

B委員

説明ありがとうございました。基本的な質問をしたいと思うのですが、令和3年1月とそれから9月、アンケートを2回実施していますけれども、このアンケートの用紙というのは、僕らは見ることはできるのでしょうか。

もし、それが可能であれば、ちょっと見たいなと思えました。というのは、去年9月に実施されたアンケートの結果では、半数以上が施設一体型ではなくて、施設分離型小中一貫校を希望しているという結果が出ているのにもかかわらず、今回は検討委員会からは施設一体型であるということを出ているわけですね。

教育総務課長

ですから、どんなアンケートだったのかなと、うのみにできないという先ほどのお話があったのですけれども、そんなうのみにできないようなアンケートの内容だったのかなと。そんなことはないと思うのですけれどもちょっと見たいなと思います。

それと、あと数です。大体何人ぐらいに配って、どれぐらい集計したのか、そこら辺のことを基本的なことで恐縮なのですけれども、もし分かったら教えてください。

まず、アンケートの用紙ですが、市のホームページに掲載をしておりますので、見るができます。

それから2回目のアンケートにつきましては、特に昨年第10回の定例会だと思いますが、アンケートの結果の報告として、結果そのものとその他の意見ということでA3版のところに、何ページにも意見内容については説明をさせていただいたと記憶しております。

それらについての中で、やはり設問に対するそのものの答えではなくて、どうして反対を示唆するような項目とか、選ぶべき内容のものが入ってないのかというようなアンケートの趣旨そのものと、こちらで聞こうとしている内容そのものの趣旨的なものは伝わっていないという方が見られたということ、まず一つ踏まえています。

それと、その他の意見というのを踏まえてみると、内容と合致していないじゃないかというようなところが多々見受けられたということもあり、それらのことを踏まえて、委員の皆さんからそのままこの数字だけを端的に捉えることはできないじゃないかというような疑問が湧いたというのがございます。

それから、数値的なものについては、ちょっと今は資料を持ってないので、後から渡させていただきます。

教育長

具体的にいうと、統合には反対と言っている人が分離型を選んでいるという、そういう個票が幾つか見られたということなのです。ですから、それを見た委員の中から反対なのに分離型を選んでいるということは、具体的にいうと、初倉南小学校の保護者の中で反対する人は、自分の学校が分離型の拠点になればいいなと思って分離型を選んでいるのじゃないかという、そこまでお話をした委員がいるのです。

それだと少し分離型の数字をそのままのみにすることはできない。少し慎重に検討しなければならないということが、委員の中で共通認識されて、もう一度意見集約をしましょうとか意見収集をしましょうということになったのです。そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

B委員

分かりました。もう一点いいでしょうか。

第2回目のアンケートが集計された後ですね、検討委員会の各委員が、PTA役員とかあるいは学校運営協議会の会合に参加して、意見を

求めた結果こうなりましたということなのですから。

検討委員会の委員の人たちが、何回ぐらいそういう会合に出て、何人ぐらいの方の意見を聞いたというのが、もし分かりましたらそこら辺も教えてください。

教育総務課長

委員の中で明確なところが分かっているものについては、学校の元PTA会長であったりした方々が委員の中に入っております。それから学校長も入っています。そういった中で、PTAの本部役員会議であったりとか、学校運営協議会そういったところで、定期開催をされている会議の中で、これらの話がされて、そのところでやはり意見を募ってきたという形です。

先ほど、お話もした中にもあるのですが、ただ単にどうでしょうかという形だと、やはり内容が見えにくいということもあって、何点かの例示をさせていただきまして、一体型にした場合には、どれぐらいの敷地面積が必要で、どれぐらいの金額がかかるのか。また、分離型にした場合には、それを改修していくためには、どれぐらいの金額がかかるのかというような具体的なものを、資料として事前に委員の皆様方にはお渡しをしまして、それらを提示しながら実際に現実的なこの問題がついて回るのだけれども、それを踏まえた上でどうなのだというような形での意見をもらってきていると、そういったことでございます。

具体的な参加の人数は学校運営協議会ですと、そんなに多人数ではないのですが、それぞれが各地域の代表であったりとか、学校の代表として来ている方々がそれらを踏まえた形で意見を述べてくれていますので、多くの意見を反映していたというふうに考えております。

B委員
教育長

ありがとうございました。

確か運営協議会は、10人前後ですよ。多いところで15人ぐらいだと思います。それぐらいで地域の代表、保護者の代表等々を入れているのです。

ほかはどうでしょうか。

C委員

今と同じところなのですから。やはりアンケートと違うところを進めていくというような話で、それがひっかかって、今はこういうようなお話になっていると思うんですね。

そうすると、今この説明を聞かせていただいて、委員の皆さんが本当に丁寧に十分していただいているのは、もう伝わって理解をしております。やっぱりその上で、B委員が心配しているような、何人ぐらい、何回、そういうような会議を持って意見の集約に努めたというような資料は用意をしていただいたほうが、僕はいいのかなというふうに思います。

そういうことをしていただいて、今こういうような提言書が来てい

るということでありますので、それはやはりこの提言書がしっかりそういうことを積み上げてやっていただいたのだなというふう認識はしています。

教育長

A委員、何かありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

A委員

今のと似ているのですけれども。とにかく、地域の皆さんに丁寧に説明をしていただくというのと、一貫校ですと小学校と中学校の先生との打ち合わせだとか、合同で研修会だとか今まで以上に仕事内容が増えるので、そういうところも十分気にかけていただきたいなと思います。

B委員

この提言書が出されるときにこちらの委員の方、最後に教育部長もいて、11名の方がいらっしゃるのですけれども。委員の方の全員の賛成でこの提言書が採択されたというふうに理解していいのでしょうか。それとも多数決というような状況だったのでしょうか、そこら辺のことを教えてください。

教育総務課長

これについては、全員から個別に意見をお伺いしまして、全員一致という形での採択となりました。

B委員

分かりました、ありがとうございます。

教育長

ほかはどうでしょうか。

提言書への御理解はいただけただけでしょうか。もし何かもう少し不安だ、もう少し理解を深めたいというところがありましたら出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。また、このことについては総合教育会議でも市長を交えての協議がありますから、また持ち帰ってさらなる疑問点が出たら、そのときに出していただけたらいいんじゃないかなと思います。

では以上をもって、本案件についての協議は終了としたいと思います。ありがとうございます。

続いて、令和4年度学校閉庁日に伴う学校施設の貸出し業務について、教育総務課長、提案をお願いします。

教育総務課長

それでは、41ページを御覧ください。令和4年度学校閉庁日に伴う学校施設の貸出し業務についての協議になります。

次の42ページを御覧ください。1の(1)の表のとおり、今年の学校閉庁日については、計画では8月12日金曜日と土日を挟んで15日月曜日及び16日火曜日の3日間を予定しております。

ここで、1の(2)にございますように、学校で教職員の不在期間が長期となることから、施設の鍵の貸出し等の業務に支障をきたすことが予想されます。このため、8月10日の夜間から16日の夜間までの貸出しの業務の取扱いについて協議をするものでございます。

取扱いについて考えられる事項を、3の取扱いについてに例示をし

教育長

てございますが、これらを含めて御協議をお願いしたいと思っております。

説明は終わりました。

6日間のお休みがあるために、施設の貸出しを中止する内容ですが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

1つ確認をお願いしたいと思うのですが。例年、3日程度の閉庁日を設定しているわけですが、そのときの施設の貸出しはどうなっていたのですか。

教育総務課長

短期の場合については、複数の鍵を持っている施設については、対応できるので対応していましたが。貸出しするべき鍵の本数が少ないところについては、基本的にはできる限りの対応をするという形を採っておりましたが、やめるというようなそういう状況の施設もございました。

教育長

分かりました。

さらに、質問ですが。そうしますと鍵の貸出しができれば施設を開放できるということを考えると、公民館等の鍵の貸出しをやっているところについては、どうするのですか。

教育総務課長

公民館につきましても、例えば月曜日であったりとか、月曜日が休日のときには火曜日が休みという形で、学校の休みと重なって対応ができないというところがございます。対応ができるところについては、貸出し業務に支障はない、そういう状況の場合には可能ではないかなというふうに考えられます。

教育長

よろしいでしょうか。貸出しができるところは貸出するけれども、できないところについては、貸出しをやめるという説明だったと思います。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課、何か説明がありますか。

体育館施設をお借りして、それを市民の方に貸している業務をやっている関係で、やっぱり学校がなかなか施設、鍵の管理のことが心配だということになると、なかなか難しいなというふうには感じています。

今回は6日間という長い期間のお休みになりますが、従来閉庁日はスポーツ振興課では体育館はお借りしてないです。今回でいうと、12、15、16ということになるのですが、鍵の貸し借りとなると、やっぱり6日間というのですかそれを挟んだ期間になってしまうので、利用している団体からするとちょっと使えない期間が長くまるかなというふうにも感じるのですが、ここは貸し借りのやり方と、鍵の数の問題とかそういったことも出てくると思うのですが、もし調整をさせていただけるようなら、開放していただける方向で、調整させていただけたらなというふうには思います。

教育長

鍵の貸出しが可能なら、その施設については開放することもあり得るということですね。

スポーツ振興課長
教育長

はい。
難しいところは、無理しては行わないけれども、可能だったら貸出しをすることもある。

スポーツ振興課長
教育長
教育総務課長

そうさせてもらえるようならと思います。
学校のほうはどうですか。
基本的には、ほとんどのところで学校で鍵の貸出しをしております。返却について、鍵のかかるポストに返却をしてもらうということで対応している学校もございますが、通常は手渡しで貸して返してもらうという、そういう作業をしています。
先ほど、教育長からございました、公民館等が鍵の貸出しをしてくれている施設というのもございますが、そういったところについては、基本的には閉庁日以外は可能ではないかなというふうには考えます。
ただ、学校で取り扱っているところについては、難しいのかなと。そこを踏まえた形で、先ほど教育長が言われたように、可能なところについてはというような取扱いにしてもらえればいいのではないかと考えます。

教育長

よろしいでしょうか。
スポーツ振興課に聞きたいのですが、1週間施設を閉じてしまった場合、今1週間に2回活動している団体というのは、どれぐらいあるのでしょうか。

スポーツ振興課長

学校によっても違うのですが、1つの学校で3団体ぐらいです。今は、月・水・金とやってるのが、あっても2団体から3団体。ほかは大体週一です。

教育長

お盆の間、1回休めばという程度のものでありますから、それほど大きな影響はないということですね。

スポーツ振興課長

夏休み期間ですから、いわゆるスポ少の子とか、集中的にやっている期間ではあるのかなというふうには思います。
ふだんは夜からとかしか使えないところが、小学校に限っては朝から使えるので、いつもより利用したい団体は増えてくるような気はします。

教育長

分かりました。可能な限りということで、理解をしていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。何か御意見がありましたらお願いしたいと思いますが。
よろしいですね。では、原則閉庁日には、施設を閉じる。ただし、鍵の貸し借りができるというところについては、できるだけ開放するというようお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。
それでは、この際ですから、事務局または委員から協議しておいてほしい内容がありましたら、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

協議事項の集約

教育長

次回の教育委員会定例会における協議事項の集約を行いたいと思いますが、何か事務局はありますか。

教育総務課長

特にございません。

教育長

委員はどうでしょうか。特に次回の定例会における議案というのはないようですが、もしありましたら、事務局にお伝え願いたいと思います。

報告事項

教育長

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項につきましては、全ての報告が終わってから御意見、御質問をお願いしたいと思います。

最初に、令和3年12月分の生徒指導について、学校教育課お願いします。

主席指導主事

資料を御覧ください。内容がたくさんになっているので、絞って問題行動について詳しくお話いたします。

問題行動について、今回は23校中10校からは報告がありませんでしたが、昨年と比べて全体として19件増加しております。特に、中学校で2件減っているのかかわらず、小学校で昨年から21件増加しています。ここの中なのですけれども、同じ子が何度も問題行動を起こしているという現状も見られております。

一番下に書いてあります、ネットや情報端末に関する問題件数について、少し詳しくお話させていただきます。

小学校で1件、中学校で4件ということなのですけれども。まず、小学校については、授業の振り返りをするときにワープロ代わりにして、ワープロソフトを使って、クロームブックで文章を作成していました。そこに少し不適切な言葉を書いてしまったということで、周りの子がそれを見つけて担任の先生にお話をし、担任から不適切な言葉について指導したということで、ネットを使ってどこかに流出したとか、多くの方とかかわったとかいう問題ではありませんでした。

中学校についての4件は、1件はLINEによるものです。友達の子のLINEの中で無視をされたと感じて、その相手の子のインスタグラムのアドレスをいろんな人に教えてしまったというような、そんな事例です。

それから、もう一つは、これもネットではないのですけれども、友達とトラブルがあったときに、友達がトイレに行っている間にクロームブックを隠してしまったというような問題なので、これもネットのトラブルとは言えないものでした。

それから、次はネットに関するものなのですけれども、インスタグラムでメッセージをやり取りしている中で、相手はそういうメッセージ

を受け取りたくないのに、一方的にしつこくメッセージを送り続けたというような事案がありました。

あと、もう一つもネットならではの問題なのですけれども、友達との写真を勝手にLINEに上げてしまったという問題があります。友達と友達が食事をしているところを撮ったものではあったのですけれども、載せられた該当者にとっては嫌な思いをしたということで、報告が上がっております。

それから、それを防ぐためにということで、3ページにいろいろと書いてありますけれども。まず、保護者との連携ということと、それから子供に寄り添って子供の話をよく聞くということ。あと、教職員がチームとして対応するという事を考えています。

次に、不登校については、中学校で7人増加していることが少し問題だと考えられています。先ほども出たのですけれども、子供の居場所づくりを考えていきたいと思っています。

次に、いじめについてです。いじめについては、認知件数が22件増加しています。こちらについては、認知数を挙げましょうということで取り組んでおりますので、前向きに捉えて、いじめを認知して解決に向けております。

交通事故について、大きな交通事故はなかったのですけれども、1件心配なものがありまして、小学生が細い道から広い道に飛び出したわけではないのですけれども、広い道に出るときに曲がったのですけれども少しふくらみすぎて、狭い道路だったものですから、ランドセルが車と少し接触するということがありました。

これについては、この該当の学校だけではなく、全ての学校について、通知をして、気を付けるようにということで、話しております。

不審者については、1件報告されています。先ほど話も出た、子どもを守る110番への駆け込みのことですとか、複数人で下校する指導などを行っていきます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、島田市成人式出席状況について、社会教育課、お願いします。

社会教育課長

44ページと45ページを御覧ください。社会教育課から、令和4年成人式の出席状況について報告いたします。

令和4年成人式については、お忙しいところ御出席賜りまして誠にありがとうございました。

出席状況ですが、45ページの表の一番上となりますが、合計で755人の参加がありました。招待状を発送いたしました対象者は1,043人に対する出席率は、72.4%となりました。表の一番下に昨年はオンライン開催でありましたので、2年前の状況を記載しております。出席率は前回

に比べ0.4ポイント減少いたしました。学区別の参加状況は表の中ほどを御覧ください。

教育長

来年については、成人年齢の引き下げにより成人式という名称ではなく、「はたちの集い」として開催いたします。対象はこれまで成人式と同じく20歳になる方となります。引き続き御支援のほどよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

続いて、大津農村環境改善センターの静岡県教育長「優良公民館」表彰について、社会教育課、お願いします。

社会教育課長

46ページを御覧ください。大津農村環境改善センターが県の教育長から優良公民館として、表彰されましたので御報告いたします。

表彰された理由については、1にあるとおりですけれども、特色のある社会教育講座を行っているほか、地区の自治会やコミュニティとも連携し、センターが地域の中心となるような活動を行っていることが評価されたと考えております。

島田市では県教育長表彰を受けているのは、今回の大津を含め合計で6館の公民館及び公民館類似施設が受賞しております。また、伊久身農村環境改善センターにつきましても、今年度文部科学大臣表彰を受賞することが決定しております。これについては2月の定例会で御報告をさせていただきたいと考えております。

教育長

ありがとうございました。

報告は以上となります。委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いします。

B委員

毎月のことなのですけれども、問題行動のある子が増えているという話、本当に何とかならんかなと思うのですけれども。毎月感想が同じで恐縮なのですけれども。特に5ページのところで、コメントの中でいじめのことなのですけれども、被害者生徒の保護者への連絡というのは、遅れると学校への信用を損なってしまうということは、全くそのとおりだと思います。

実は私の職場で中学校に入学した子供さんのことらしいのですけれども、女性が教育委員会は本当に信用できないところなのよと言って、不満をぶちまけたことがあります。学校の先生は通り一遍の調査をしただけで、それで仲直りしたと思っている。あんなのは本当にひどいよという、そういう叫び声に似たような女性の話をみんなにしているのを、私は耳にしたことがあります。

本当に理解とか協力が得られないまでも、学校のこういう言い方をしてはなんですけれども、敵みみたいな形になってしまう方もいらっしゃるのです。いじめというのは本当に難しい問題なのですけれども、チームでかかわっていただければありがたいなというふうに思いま

教育長
主席指導主事

した。

何かありますか。

保護者の方と連携ということは、大変大事なことだと思っています。足並みをそろえて子供のために何ができるかということ、考えていくということが大事だと思いますので、言える部分と、言えない部分があるのですけれども、被害児童生徒だけではなくて加害児童のほうにも、なるべく早く連絡をして、早期の解決を図れるように学校と保護者と連携していきたいと思っています。

B委員
教育長

よろしくをお願いします。

事実確認というところが、なかなか難しいところがあるのかなという事は思います。当事者同士の意見の食い違いが時々起こるわけですね。そういうときに、なかなかこじれてしまう。ですから、教育委員会としては、当事者同士だけじゃなくて、その場にいた第三者からの意見も、またきっちりと聴取して、それを参考にしてということをして大事にしています。そうすると、第三者が見たことがより事実を明らかにするという事になると思いますから、そんな形でやっていきます。

ただ、先ほど言ったように、連絡が遅れると子供からの情報だけで親が動いてしまうと、やはりそこには事実誤認という一方的な見方しかされたていないことがときどきあるものですから、できるだけ早く客観的な事実をきっちりと保護者に伝えるということが、大事になってくるなと思いますし、そこを大事にするように学校教育課は、各学校に働きかけているところだと思います。

ほかはどうでしょうか。

A委員

私は今年度中学校のPTA役員をやっているのですが、なかなかお子さんが学校に来られないおうちの保護者が、PTAの役員会にも最初はお母さんだけでも来てくださっていたのが、だんだん来られなくなってしまって、すごく申し訳ないようなふうに言って謝ってくれたりするのに、自分もどう答えたらいいのかというのが、だんだんつらいときもあるのですけれども。保護者も相談センターがあって、こんなに人が来ているのだということ、また今改めてとてもありがたみを感じたので、相談センターだとか、わかあゆの会で人がつながる場というのを、もっと周知していただきたいなと思いました。

交通事故のところで、テレビでもガードレールがないだとか、狭い道でというのが、最近話題になりますけれども。旧の国道1号の横断歩道を渡るのに、小学生が自転車で渡ったり、高齢者が手押し車で渡るときに山なりになっているので、結構スタートがいつも皆さん遅くて、なかなか信号のときに焦ってしまって、渡るのが大変というのが自分の子供のときにはあったので、旧の国道1号の渡り方だとかも指導をしていただけたらなと思いました。

教育長
主席指導主事

何かありますか。

まず、不登校についてなのですけれども、周りとのつながりがなくなるというのが一番心配なことなので、子供はもちろんなのですけれども、保護者の皆さんも孤立しないようなそういう支援をしていきたいと考えています。

教育センターやそのほかの関連機関との連携ということを行っているのですけれども、保護者の皆さんへの周知というの、4月には行ってはいるのですけれども、4月だけではなく、こういった機に行いながら孤立する家庭がないように進めていきたいと思っています。

通学路については、子供が毎日通う道なので心配されるところです。学校での指導はもちろんなのですけれども、地域からの声を集めて通学路点検なども行っていますので、そういうものを校内でも交通安全リーダーと語る会ですとか通学会などに生かして、子供たちに指導をするように働きかけていきます。ありがとうございます。

A委員
教育長
A委員
教育長

ありがとうございます、お願いします。

附属も自転車通学あるのですか。

あります。

ほかはどうでしょうか、よろしいですか。

それでは、報告事項は以上で終了したいと思います。何か各課から、予定されたもの以外で、報告事項がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

教育総務課長

先ほどのB委員からの御指摘のあった、アンケートの件数についての報告をさせていただきます。お手元にお配りをしました資料がそれになります。

まず、1回目のアンケートにつきましては、これは小中学校と保育園、そういった形で登校、当園している児童生徒の保護者に対して実施をしたアンケートで、配布の総数が1,352、回収が612で回収率としては、45.3%でした。ただし、1世帯のうちに兄弟姉妹がいるという関係でそれらを勘案しますと、回収率的には68.7%という形で捉えることができます。

それから、2回目の住民アンケートにつきましては、これは先ほどいった小中学校と保育園等の保護者に対してと地域住民。地域住民については、無作為抽出による1,000人という形で、保護者については通学、当園をしている1,328件について配布をしてございます。

保護者からは、1328件のうち、508件の回答が寄せられまして、回答率は38.25%です。これも先ほどと同様に兄弟姉妹の形を勘案しますと、回答率は60.38%になるという計算でございます。地域住民からは、1,000の配布のうち222の回答がございまして、22.2%の回答率ということになっております。

この集計の結果について、今日お配りをしたこれらのものと、この前段のアンケートそのもの内容、両方についてはホームページに掲載されていますので、また御確認願えればと思います。

教育長
B委員
教育長

ありがとうございました。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、会議の日程について、次回、次々回について、教育総務課長提案をお願いします。

教育総務課長

それでは、日程のページを御覧ください、表紙の次のページです。

次回につきましては、第2回の定例会、令和4年2月24日木曜日、午後2時から北部ふれあいセンターを会場に予定をしております。

次々回、第3回につきましては、3月24日木曜日、時間は午前10時から正午まで、会場はプラザおおるり第1多目的室、今日と同じでございます。

それから、臨時会についてのお知らせもいたします。次のページを御覧ください。

3月に2回臨時会が予定をされております。第1回目の臨時会は、令和4年3月1日火曜日、時間は午後2時30分から、会場はプラザおおるり第1多目的室、今日と同様でございます。

それから、第2回目につきましては、3月17日木曜日、時間は午後1時30分から、会場はプラザおおるりの教育長室で予定しております。このように予定しておりますが、いかがでしょうか。

教育長

3月1日は、教職員の人事があります。それから、3月17日は、教育委員会内の職員の異動になります。

教育総務課長

例年第1回については、教職員の関係の人事だけなのですが、今回については、例規の改正についての審議も合わせて実施をしていただきたいというふうに考えております。

教育長

皆さんの御都合はどうでしょうか、よろしいですか。

じゃあ、そのように進めてください。

教育総務課長

よろしくをお願いします。

教育長

それでは、以上をもちまして、令和4年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後4時49分